

売却区分番号	広島局 177 - 1		
見積価額	1,074,000円	公売保証金	150,000円
財産の表示	1 所在 広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台 地番 4975番451 地目 雑種地 地積 173 平方メートル 2 (主である建物の表示) 所在 広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張字平尾台 4975 番地 451 家屋番号 4975番451 種類 居宅 構造 木造スレート葺2階建 床面積 1階 38.38 平方メートル 2階 22.35 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	都市計画区域外 土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) 宅地造成等工事規制区域		
接道状況	公売財産は、北東側で幅員約6メートルの舗装市道にほぼ等高に、北西側で幅員約7メートルの舗装市道に約1メートル高く接面しています。		
地盤・地勢	公売財産は、間口約12メートル、奥行き約14メートルの長方形上の角地です。 傾斜地を含む造成地であり北西側道路から約1メートルの高低差があります。		
使用状況等	公売財産は、令和7年2月現在、飲食店として利用されています。		
特記事項	公売財産1は、公売財産2の敷地として利用されています。 公売財産2の新築年月日は、平成3年6月30日です。 公売財産2は、関係者に聴取したところによると、平成28年頃に「居宅」から「店舗」へ増改築しており、公売財産1の西・北・東側に未登記増築部分(約70平方メートル)があります。また、改築により浴室設備が撤去され、キッチンが厨房仕様になっています。 公売財産1及び2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		
住居表示等	広島県広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975-451		
最寄駅等	JR可部線「可部」駅から北西方へ道路距離で約14キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うため、あらかじめ公売財産の現況、権利関係、関係公簿等をご確認ください。 名称、数量等は登記簿による表示です。 土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任を負いません。 執行機関(国)は、公売財産の引渡し義務を負わないため、買受人は公売財産の引渡		

売却区分番号	広島局 177 - 1		
見積価額	1,074,000円	公売保証金	150,000円
	しについて、所有者等と協議する必要がある、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処分については、すべて買受人の責任において行ってください。 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていません。 買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得します。 買受代金納付後に生じた公売財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は買受人が負います。 買受人は、買受代金納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 個人情報保護のため、写真情報は一部修正済みです。 公売を中止する場合がありますので、事前に公売中止の有無をご確認ください。 この財産は「インターネット公売による期間競り売りの方法」により公売されます。国税庁公売情報ホームページ記載の「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。		
陳述書の提出	不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。 ・買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること ・自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。		

売却区分番号

広島局177-1

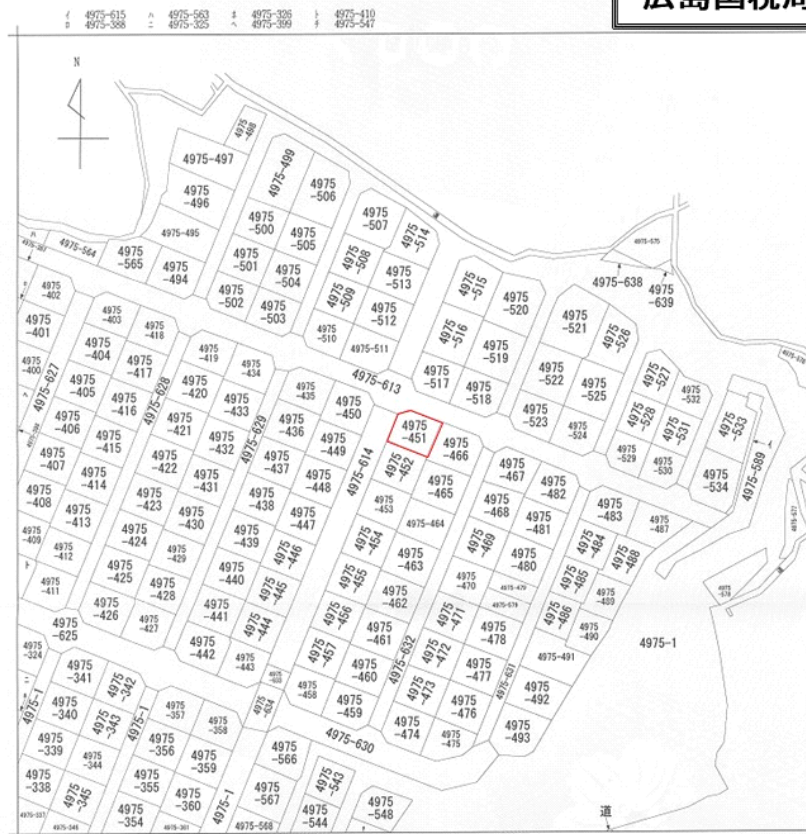
【所在図】



広島国税局公売財産



広島国税局公売財産

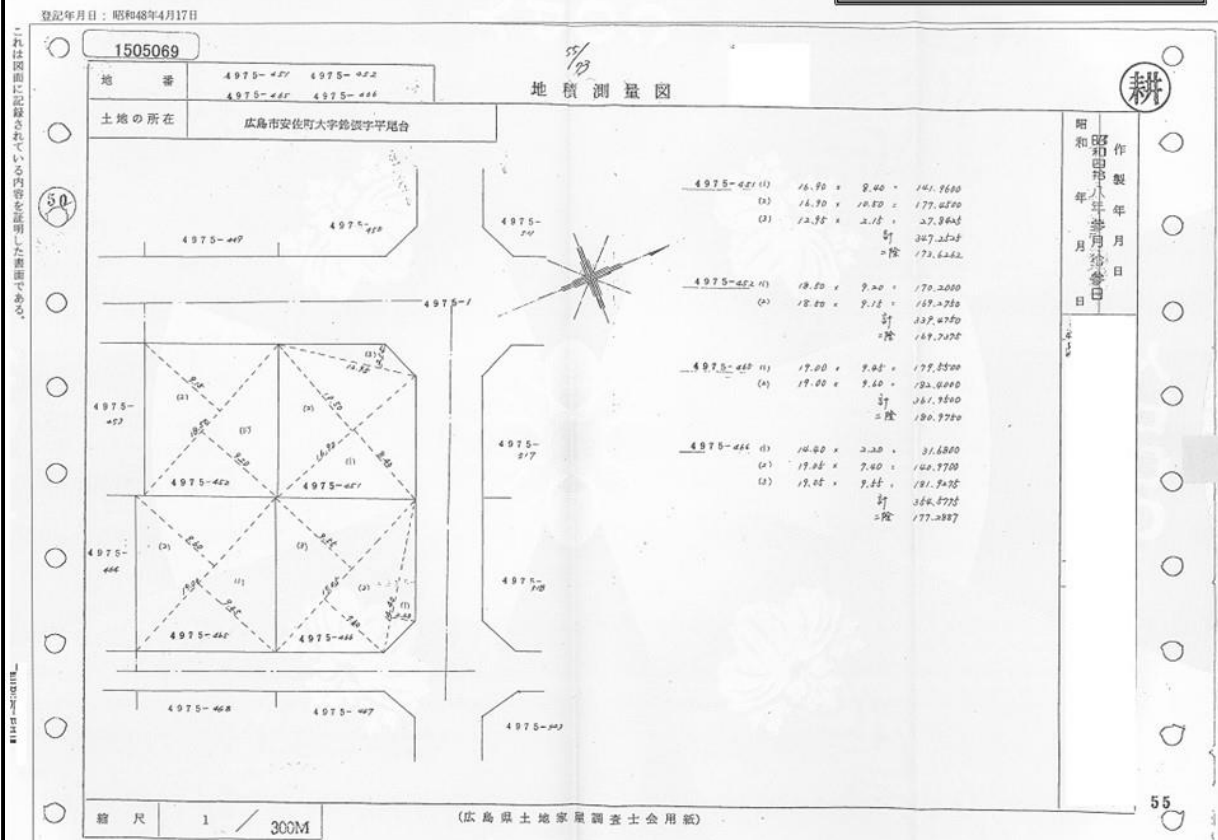


売却区分番号

広島局 177 - 1

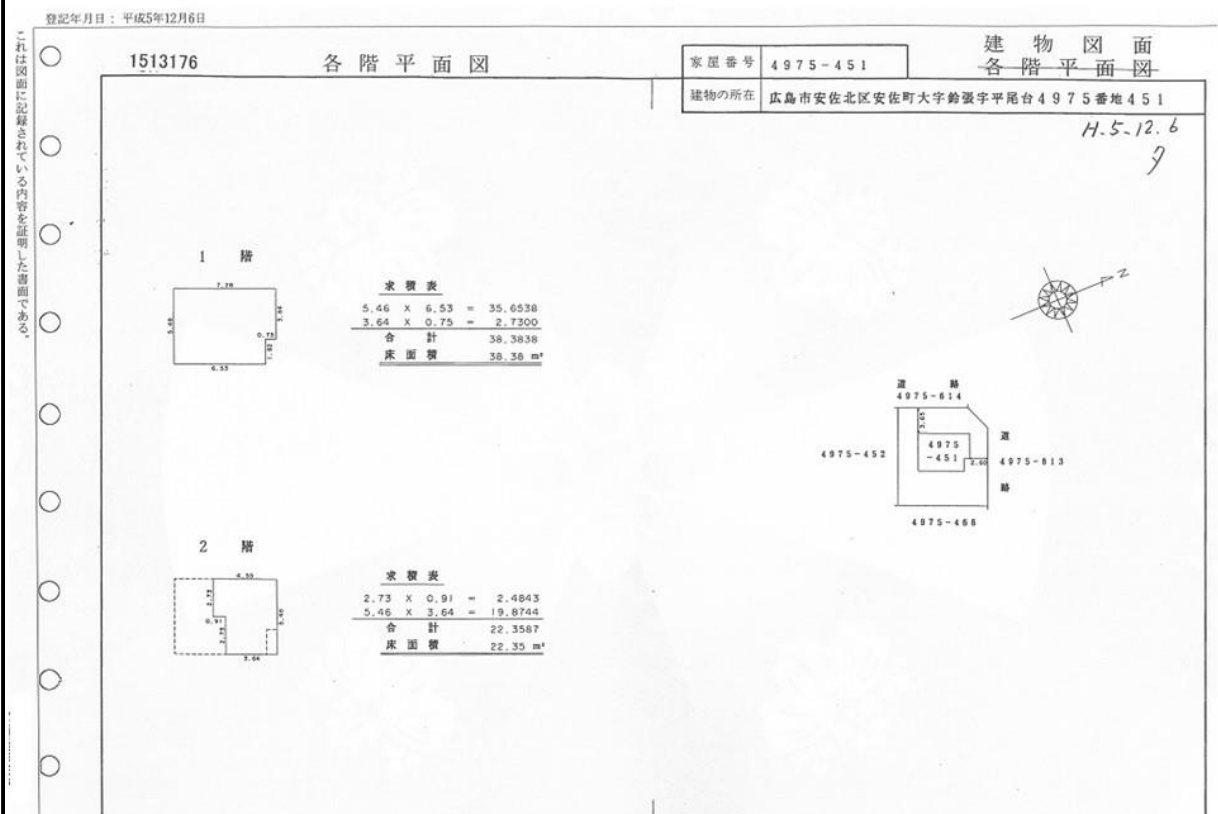
【地積測量図】

広島国税局公売財産



【各階平面図】 【建物図面】

広島国税局公売財産



売却区分番号

広島局 1 7 7 - 1

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 7 - 1

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 7 - 1

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

売却区分番号

広島局 1 7 7 - 1

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。

広島国税局公売財産

令和7年2月撮影

- ※ 塀、その他動産の撤去等については、所有者と協議してください。
- ※ 室内の動産は公売財産には含まれません。
- ※ 個人情報保護のため、一部加工しています。